

【イギリス】2020年議会選挙区法の制定

主任調査員 総合調査室 芦田 淳

* 2020年12月14日、下院の議員定数削減及び選挙区割りの見直しを行う法律（「2020年議会選挙区法」）が制定された。

1 従来の規定

(1) 下院の議員定数

イギリスの下院議員の定数（及び選挙区数）は、1986年議会選挙区法¹（以下「1986年法」）が規定している。当初は、総定数を「著しく613人を超えず、かつ下らない数」と規定して議員総数に選挙区改定による変動の余地を与え、1983年以降の議員総数は選挙区改定の結果ほぼ650人前後となっていた²。これに対して、2011年議会選挙制度及び選挙区法³（以下「2011年法」）は、当該規定について総定数を600とし、下院議員の総数を50人削減することとした。

(2) 下院の選挙区割り

下院の選挙区割りは、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランド⁴の各地域に定数を配分し、その定数を基に各地域で行う。1986年法に基づき、各地域の選挙区画定審議会（Boundary Commission）は、一定の期間ごとに次期選挙区改定案を作成して勧告を行う。当該勧告を受け、各議院の承認が必要な勅令により、次期選挙区が定められる。

2011年法は、選挙区間の格差の縮小を図るため⁵、各選挙区の選挙人数が原則として基準選挙人数（選挙区選挙人数の全国平均）の95%から105%の間に収まるものとした⁶。さらに、同法は、(1)で述べた定数削減を2015年下院選挙から適用するため、各選挙区画定審議会が2013年10月までに選挙区改定案を作成して主務大臣に勧告を行うこととした⁷。しかし、当時の連立与党（保守党及び自由民主党）内の確執から次期選挙区改定の見通しが立たなくなったため⁸、2013年選挙登録及び運営法⁹により、当該期限は2018年10月に延期され、定数削減も延期されることとなった。その後、選挙区画定審議会は2018年9月に勧告を行ったものの、それに基づく改定は行われていなかった¹⁰。ただし、下院の選挙区割りに関しては、現在の政府与党であ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

¹ Parliamentary Constituencies Act 1986 c.56. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1986/56/contents>>

² 政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料2015-1-c）2016.3, p.2. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1>

³ Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011 c.1. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/1/contents>>

⁴ イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの各地域から構成される。

⁵ 河島太朗「【イギリス】議会選挙制度及び選挙区法の制定」『外国の立法』No.247-1, 2011.4, pp.10-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050619_po_02470104.pdf?contentNo=1>

⁶ 改正前は行政区画が重視され、最大格差も5倍近かった。佐藤令「諸外国における選挙区割りの見直し」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.782, 2013.4.4, p.6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8179798_po_0782.pdf?contentNo=1>

⁷ その後は、5年ごとに当該勧告を行うことと規定した。

⁸ 政治議会調査室・課 前掲注(2), p.2.

⁹ Electoral Registration and Administration Act 2013 c.6. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/6/contents>>

¹⁰ Parliamentary Constituencies Act 2020: Explanatory Notes, p.4. Legislation.gov.uk Website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/25/pdfs/ukpgaen_20200025_en.pdf>

る保守党の 2019 年下院選挙マニフェストにおいても、当該選挙区割りを改定して平等なものとし、全ての投票が同等に集計されるようにすることが掲げられた¹¹。

2 2020 年法の概要

2020 年 12 月 14 日、下院議員定数の削減を見直すとともに、下院の選挙区割り改定に関する規定を改める 2020 年議会選挙区法¹²（以下「2020 年法」）が制定された。同法は、全 14 か条附則 1 編から成る。その構成は、「選挙区画定審議会の報告」（第 1 条～第 4 条）、「議席配分の規則」（第 5 条～第 9 条）、「最新の報告及び見直し」（第 10 条～第 11 条）、「北アイルランド選挙区」（第 12 条）、「一般規定」（第 13 条～第 14 条）、附則「軽微かつ派生的な改正」の 6 つの部分に分かれている。施行日は、2020 年 12 月 14 日である（第 14 条）。

3 2020 年法の内容

(1) 下院の議員定数

2020 年法は、1986 年法の関係規定を改め、総定数を 650 と規定した（第 5 条）。このように、削減するはずであった下院の議員定数を維持する理由について、政府は、EU 離脱により政治及び経済の面において、議会の業務量が拡大していることを挙げている¹³。

(2) 下院の選挙区割り

従来の下院議員定数はイングランドが 2000 年、その他の 3 地域は 2001 年から 2003 年までの数値に基づいており、それ以降の人口変動等を反映していないという問題があった¹⁴。そのため、2020 年法は、今回の報告が 2020 年 3 月 2 日時点の選挙人名簿に基づいて行われるものとした（第 8 条）。当該名簿を基にすれば、イングランド 543 議席（10 議席増）、スコットランド 57 議席（2 議席減）、ウェールズ 32 議席（8 議席減）、北アイルランド 18 議席（変更なし）という配分が予想される¹⁵。ウェールズの議席減少は、近年のウェールズ議会への権限移譲に伴い、従来の意図的な過剰代表を終了させることによるものである¹⁶。

また、2020 年法は、選挙区画定審議会が報告を行う期限を、第 1 回目は 2023 年 7 月 1 日、第 2 回目は 2031 年 10 月 1 日、その後は 8 年ごととした（第 1 条）。各地域の報告が提出されてから 4 か月以内に、主務大臣等は、当該報告を踏まえて選挙区割りの見直しを行う勅令案を議会に提出するものとする（第 2 条）。当該命令案は、各議院による承認の対象とならない（同条）。これは、選挙区画定審議会の報告が、政治的な干渉を受けずに「自動的に」実施されるようにする趣旨とされる¹⁷。

¹¹ “The Conservative and Unionist Party Manifesto 2019,” p.48. The Conservative Party Website <https://assets-global.website-files.com/5da42e2cae7ebd3f8bde353c/5dda924905da587992a064ba_Conservative%202019%20Manifesto.pdf>

¹² Parliamentary Constituencies Act 2020 c.25. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/25/contents>>

¹³ Chloe Smith, “Update: Strengthening Democracy,” 24 March 2020. United Kingdom Parliament Website <<https://questions-statements.parliament.uk/written-statements/detail/2020-03-24/HCWS183>>

¹⁴ *Parliamentary Constituencies Act 2020: Explanatory Notes*, op.cit.(10), p.3.

¹⁵ Constitution Unit of University College London, *Monitor*, n.77, March 2021, p.10. <https://www.ucl.ac.uk/constitution-unit/sites/constitution-unit/files/monitor_77_080321_1_1.pdf>

¹⁶ *ibid.* なお、1999 年のウェールズ議会設置時においては、その権限が限定的であったため、配分議席は削減されなかったとされる。長富一暁「イギリスにおける選挙区割りについての研究の最新動向」『選挙研究』26(1), 2010.6, p.104. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaes/26/1/26_102/_pdf/-char/ja>

¹⁷ *Parliamentary Constituencies Act 2020: Explanatory Notes*, op.cit.(10), p.6.